

外国特許トピックス

2022年9月
弁理士法人 志賀国際特許事務所
外国事務部 加藤基志

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

ベトナム知的財産法改正

ベトナムで知的財産法改正案が国会により承認され、一部内容を除いて2023年1月1日より施行されます。今回はこの改正知的財産法のうち特許に関する主な内容を紹介いたします。

1. 背景

近年、ベトナムは CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)、EVFTA(EU ベトナム自由貿易協定)、及び RCEP(東アジア地域の包括的経済連携)などの貿易協定に加盟しました。これらの貿易協定に基づき課された義務を履行するため、現行の知的財産法を整備する必要性が生じ、多数の条項が追加及び修正されることになりました。

2. 改正内容

(1) 発明の新規性に関する規定(新規追加)

現行法は、本願が出願日前又は(主張している場合)優先日前にベトナム国内外において公然と開示されていないときに新規性を認めています(第 60 条 1 項)。改正法は、先行技術の範囲を国際標準に合せて拡大し、本願の出願日前若しくはその優先日前に出願され、当該出願日又はその優先日以降に公表された他の出願がある場合、本願の新規性を認めません(第 60 条 1 項 b 号)。※現行法では新規性が認められることとなります。

(2) 登録資格に関する規定(新規追加)

①改正法は、遺伝資源及び遺伝資源の伝統的な知識を使用する発明(以下、遺伝資源発明)から生じる利益の管理目的で、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の配分に係る契約に基づいて遺伝資源、遺伝資源に関連する伝統的知識を管理し、提供する組織及び個人を発明登録資格者と明記します(第 86 条 1 項 b 号)。出願人は出願時に遺伝資源発明に関する説明書類提出を義務付けられます(第 100 条 1 項 dd1 号)。願書に遺伝資源発明の由来を開示していない場合、拒絶理由(第 117 条 1a 項 c 号)及び登録後の無効理由(第 96 条 1 項 c 号)になります。

②改正法は、国家予算を用いた科学技術プロジェクトなどから創出された発明に関する利用及び普及の奨励目的で、国の資金提供を受けた科学技術課題の結果である発明を登録する権利は、国家が登録し、所有する国防及び安全保障分野の発明を除き、科学技術課題を担当する組織に属し、この組織がその所有者になると明記します(第 86a 条)。これに伴い、国家予算を用いた科学及び技術に関する任務の遂行によって創作された発明について、国家の権限(第 133a 条)、主務官庁の義務(第 136a 条)、及びベトナム国内の組織や在国民に対する譲渡(第 139 条 6 項)も規定されます。

(3) 秘密発明規定及び海外出願前発明の安全管理規定(新規追加)

①改正法は、秘密発明を「国家機密の保護に関する法律に従って、権限のある国家機関によって国家機密であると決定された発明」と定義し(第 4 条 12a 項)、秘密特許に係る出願は政府が定める規定に基づいて行うと規定します(第 108 条 3 項)。

②海外出願前発明の安全管理に関する政令(103/2006/ND-CP)は内容が明確でなく、外国出願の制限が当該出願から 6 ヶ月と長すぎるとの指摘があります。改正法は、国防及び安全保障に影響を与える恐れがある技術分野に関する発明がベトナムで創作され、その登録をする権利がベトナム国内の組織や在国民に属する場合、当該発明に対し安全保障に関する管理措置を実施するため、ベトナムで既に出願をしている場合に限り外国出願を認めず(第 89a 条)。本条に違反した場合、方式上有効と見做されず(第 109 条 2 項 e 号)、また、拒絶理由(第 117 条 1a 項 d 号)及び登録後の無効理由(第 96 条 1 項 b 号)になります。※第 89a 条の規定にともない 103/2006/ND-CP は出願人に有用な内容へと修正される見込みです。

(4) 異議申立に関する規定(新規追加)

現行法は、出願公開日から特許付与決定までの期間に、第三者による意見書の提出制度(情報提供制度)を設けています(第 112 条)。第三者の意見は、審査プロセスにおいて審査官の参考資料となりますが、特許庁は第三者の意見に対し回答の義務を負いません。改正法は、特許付与決定前の異議申立を新設し、公開日から 9 ヶ月以内に異議申立を認め、特許庁に異議申立に対応する責務を迫りませす(第 112a 条)。

(5) その他

改正法は上記の他に、拒絶理由を 5 項目追加(第 117 条)、特許無効理由を 6 項目追加、及び無効遡及が特許付与日までとなること(96 条 1 項、2 項、3 項)、医薬品に関し、使用許可手続きの遅滞による発明所有者への補償(第 131a 条)、強制実施許諾の要件にベトナムが加盟する国際条約に従い輸入条件を満たしていることを追加(第 145 条 1 項 dd 号)、強制実施許諾の補償義務の免除(146 条 1 項)、などを新規追加します。

以上